

議案第 1 4 号

新市建設計画の策定方針について

長岡地域合併協議会における新市建設計画の策定方針について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

新市建設計画策定方針（案）

1 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡地域任意合併協議会において策定した「長岡地域新市将来構想」の実現及び新市の一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針

- (1) 構成市町村が、新市において共存共栄を図りながら一体的な活動を推進していくための計画とする。
- (2) 新市将来構想を実現する（「新市地域らしさ価値」を高める）ための具体的な事業計画とする。
- (3) 住民と行政が協働で実施するまちづくりの活動に結びつく計画とする。

3 計画期間

平成17年度から平成26年度までの10年間

4 計画対象地域

構成市町村の全区域

5 対象事業

合併後10年間において、新市が事業主体となる事業及び県事業（新規、継続を問わない）とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。

6 計画における根幹事業について

計画に登載する事業は、原則として大きく次の分類として定義し、これを計画の根幹事業とする。

(1) 戦略的事業（根幹事業の中核となる部分）

新市将来構想を実現する（「新市地域らしさ価値」を高める）ために、住民と行政が一体となって進めていくべき事業

(2) 生活基盤整備事業（ナショナルミニマム事業）

生活社会基盤の水準が低い地域を一定の水準に引上げ、新市全体の安定、住民の生活に対する安心感を高めるために必要な最低限の社会基盤整備事業

(3) 合併に伴い必要となる事業

上記(1)(2)以外で、新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上などを図る事業及び行財政の効率化、施設の統廃合に資する事業

7 策定手順

(1) 策定方針に基づき、各市町村において登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらを基に小委員会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画(案)を作成する。

(2) 計画(案)は、県知事に対し事前協議及び正式協議を行い、正式協議の終了後、協議会において計画を決定する。

8 計画策定における留意点

(1) 計画の基本的な考え方について

事業はまちづくりの手段であって事業そのものが目的でないことから、10年間で何を達成するのかを明確にする計画とする。

(2) 健全な財政運営の推進について

本計画においては、市民の視点に立って真に必要な施策や事業を選び、合理的で健全な財政運営のもと自立した地域の確立を目指すこととする。

(3) 既往計画との関連について

各市町村が策定してきた既往計画は、地域の状況、住民の要望などから検討してきたものであり、ひとつの素材として位置づけられる。建設計画では、それらの素材を含め新市地域らしさ価値向上に向けた施策や事業を明確化していく。

(4) 新市の総合計画との関連について

新市建設計画は、新市将来構想を実現するための根幹となる事業を明確にしていくものであり、新市の全分野に及ぶ施策や事業を掲載するものではないことから、新市が目指すまちづくりの詳細な内容については、この計画を基礎とし、新市において策定する総合計画で策定するものとする。

9 計画の構成について

概ね次のとおりの構成内容で策定する。

序章

1 合併の必要性

…社会背景、今後の地域経営のあり方などについて

2 計画策定の方針

…将来構想と建設計画の位置づけ、総合計画との関係、計画策定手法などについて

第1章 新市の概況

- 1 主要指標
- 2 概況
- 3 人口動態の見通し
- 4 地域の課題

第2章 基本方針

- 1 新市の将来像（「長岡地域新市将来構想」の内容）
 - …新市地域らしさ価値、重点実現項目、新市活動展開、地域の活動方針と展開などについて
- 2 施策の体系
(上記将来像と施策の関係を重視した戦略・施策の考え方について)
 - …地域経営(地域自治等含む)について
 - …新市の戦略について
 - …主要施策について
 - …その他の取り組むべき施策

第3章 新市の施策

…具体的な施策(事業・取り組み・地域経営など)について

第4章 新市における新潟県事業の推進

第5章 公共施設の統合整備

第6章 財政計画

市町村建設計画の法的位置づけについて

1. 市町村建設計画とは

市町村建設計画とは、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成される。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっている。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成するものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされている。(合併特例法第 5 条第 2 項)

2. 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものであるが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が例示されている。(合併特例法第 5 条第 1 項)

計画に定める基本的な項目	内容
合併市町村の建設の基本方針 (合併特例法 5 条 1 項 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併市町村の将来像や具体的な目標 ・ 将来像を実現するための、まちづくりの基本方針 ・ 長期展望に基づいた適切な土地利用計画や地域別整備の方針
合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項(合併特例法 5 条 1 項 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの基本方針に基づく、ハード・ソフト事業
公共的施設の統合整備に関する事項 (合併特例法 5 条 1 項 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的施設の適正配置や統合整備
合併市町村の財政計画 (合併特例法 5 条 1 項 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度別の歳入、歳出の見込み

3. 策定上の留意事項

- (1) 「総合的」とは、計画が単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきであること。
- (2) 「効果的」とは、計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく真に合併市町村の建設に資する事業を選び合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきであること。
- (3) 「住民の福祉の向上」とは、市町村建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っていると同時に併せて組織及び運営の合理化を図る必要があるということ。
- (4) 「合併市町村の均衡ある発展に資する」とは、それぞれの地域について、振興整備等の方策が特に市町村建設計画に明確に位置付けられるべきであるということ。

